

## 会津大学広報・ウェブサイト委員会規程

(平成18年4月1日規程第16号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（以下「運営組織規程」という。）第30条の規定に基づき、広報・ウェブサイト委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会の審議事項は、次の通りとする。

- (1) 大学の PR に関すること。
- (2) ウェブサイトの広報戦略、運営管理、改善勧告等に関すること。
- (3) その他大学における広報、出版に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は次に掲げる者によって組織し、委員長は学長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 事務局長
- (5) 学部長
- (6) 情報センター長
- (7) 学生部長

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

### (ワーキンググループ)

第7条 本委員会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行うため、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第 8 条 委員会に関する庶務は企画連携課で行い、日常業務及び問い合わせ等の実務処理は、別に定める委員会事務局で行う。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。